

フルールこすど

生活介護 料金表

1. 施設利用に関する利用料金

①基本サービス費（介護給付費）

請求区分	職員配置	請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)	代理受領額 (円/日)	自己負担額 (円/日)
生活介護サービス費 区分6	2.5 : 1	1,108	11,080	9,972	1,108
区分5	2.5 : 1	820	8,200	7,380	820
区分4	2.5 : 1	562	5,620	5,058	562
区分3	2.5 : 1	496	4,960	4,464	496

- ・定員 41 人以上 60 人以下の給付費単価となっております。
- ・請求額の90%が代理受領額、10%が自己負担額となります。

②各種加算

（令和3年4月現在、 部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

加算項目		請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)	代理受領額 (円/日)	自己負担額 (円/日)
1	福祉専門職配置加算 I	15	150	135	15
2	常勤看護職員等配置加算 I	28	280	476	28
3	初期加算	30	300	270	30
4	訪問支援特別加算 1	187	1,870	1,683	187
5	訪問支援特別加算 2	280	2,800	2,520	280
6	欠席時対応加算	94	940	846	94
7	利用者負担上限額管理加算	150	1,500	1,350	150
8	食事提供体制加算	30	300	270	30
9	送迎加算	21	210	189	21
10	人員配置体制加算（Ⅱ）	131	1,310	1,179	131
11	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	保険給付単位合計×3.2%/月			
12	福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	保険給付単位合計×1.4%/月			
13	福祉・介護職員ベースアップ等支援加算	保険給付単位合計×1.1%/月			

- 1.常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者を35%以上配置
- 2.看護職員を常勤換算で1以上配置
- 3.利用開始日から起算して30日以内の期間
- 4.利用者が連続して5日間利用しなかった時に職員が居宅訪問し1時間未満の相談援助を行った場合（月2回まで算定）

5. 利用者が連続して5日間利用しなかった時に職員が居宅訪問し1時間以上の相談援助を行った場合（月2回まで算定）
6. 急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合。（月4回まで）
7. 事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合（月額算定）
8. 収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合
9. 事業所の職員が、利用者の送迎を行った場合（片道毎）
10. 直接処遇職員が常勤換算で2：1 配置された場合
- 11・12・13. 厚生労働大臣が定める基準に適合し、福祉・介護職員の処遇改善について実施しているものとして県知事に届出している障がい福祉サービス事業者が、入居者に対し施設サービスを行った場合。

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が2割軽減されます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（年収概ね600万円以下）	9,300円
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円

2. 食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

食事代（昼食）	670円/日 （食事提供体制加算対象者は300円の軽減制度あり）
入浴代	500円/回
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和5年4月1日現在